

社会福祉法人共助会  
役員・評議員及び評議員選任・解任委員費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人共助会定款第8条及び第21条の規定並びに評議員選任・解任委員会運営細則第7条第3項の規定に基づき、報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価としてうける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬は支給しない。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 理事長    | 理事長報酬 |
| (2) 常勤の理事  | 報酬    |
| (3) 非常勤の理事 | 報酬    |
| (4) 評議員    | 報酬    |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 前条の役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 理事長報酬 別表第1に定める額
- (2) 常勤の理事に対する報酬 別表第2に定める算定式による額
- 2 非常勤の理事及び評議員に対する報酬は、会議への出席1回につき5,000円とする。ただし、各会議が同一日に開催され、2以上の会議に出席する場合、その出席につ

いては1回分のみ支給する。

- 3 前項の規程は、会議の他、法人の理事及び評議員としての職務を行った場合に適用する。その場合、同一日中の職務であるものについては、会議1回分のみ支給することとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める次期とする。

- (1) 理事長報酬 毎月20日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の平日とする。)
- (2) 常勤の理事に対する報酬 (1)を適用する
  - 2 非常勤の理事に対する報酬及び評議員に対する報酬は毎会計年度に関する定時評議員会終了後速やかに当該年度の報酬額を支給することとする。
  - 3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行にあたり旅費以外の費用を要する場合には、当該費用実費分を支給する。

(評議員選任・解任委員の費用及び弁償方法)

第7条 評議員選任・解任委員(以下、「委員」とする。)がその職務を遂行するに際し発生した費用を弁償することができる。

- 2 評議員選任・解任委員会(以下、「委員会」とする。)出席に関する費用弁償額は出席1回につき3,000円とする。
- 3 委員への費用の弁償方法は、委員会に出席した都度現金をもって弁償することとする。

(端数)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる・
- (2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1

役職名	報酬の額
理事長	月額300,000円

別表第2

役職名	報酬の額
常勤の理事	会議への出席1回につき5,000円

※法人より職員給与の支給がある場合には支給しない。